

## 「牧民運動と革命」 松村晴恵

### 第三部 牧民運動と革命 もくじ

第一章 牧民運動の歴史的限界 ……………	1
1 多様性がもたらす弱点	
2 全国的連帯には至らず	
3 封建国家の法秩序に依拠	
第二章 牧民運動の可能性 ……………	4
1 民主的ナショナリズムの芽	
2 不当判決の衝撃と成長	
第三章 牧民運動と革命 ……………	7
1 革命との関連性	
2 十月革命と東アジアの歴史構造	
3 遅れた国の飛躍的な発展	

脚注

## 第三部 牧民運動と革命

### 第一章 牧民運動の歴史的限界

#### 1 多様性がもたらす弱点

革命前夜における牧民運動の高揚は、1921年のモンゴル人民革命にどのような形で受け継がれるのだろうか。人民革命の内的主体的条件としての牧民運動の歴史的意義を結論的に引き出すために、牧民運動の歴史的限界と可能性を明らかにしておきたい。

牧民運動の歴史的限界は、第一に、参加構成員の階層が多様であるため、運動に統一性、一貫性が欠けるといえる点だ。

参加メンバーは殆どが一般牧民であったが、タイジ(下級封建王侯)、下級役人、ラマ僧も少なからず参加した。

たとえば、ホルツ・ワン・ホショーの1919年の訴訟運動の参加者75人中、33人が牧民、22人がタ

イジ、12人がラマ僧、8人が下級役人だった<sup>1</sup>。

1917年のドジルパラム・ホショーの訴訟運動で参加者81人中、下級役人が4人、タイジが3人、その他が牧民だった<sup>2</sup>。このような参加者構成と比べれば、ホルツ・ワン・ホショーやアヨーシの牧民運動では、タイジやラマ僧が比較的多い。牧民以外の階層の比率が大きいほど、運動方針も訴状の内容も統一性、一貫性を保ちがたくなる。

アヨーシらの訴状<sup>3</sup>の44項目のうち大部分は牧民の訴えや苦情であるが、ほかにタイジ独自の要求・苦情項目が5つ、ラマ僧のものが2項目、さらに全構成員の共通の要求・苦情項目がいくつか含まれている。なかでも、タイジの不満は、自分たちが一般牧民と同様に課税・労役の対象にされることにあり、牧民と対立する側面を示している。

ホルツ・ワン・ホショー民の1919年の訴状の26項目中、牧民独自の訴えは7項目のみにとどまり、その他は全員共通の訴え、タイジ・下級役人・ラマ僧それぞれの訴え項目である。このうち第16番目の項目では、ザサクが自己の私的隷属牧民(ハムジラガ)を他人に与えて、当ホショーのハムジラガを奪ったと訴えており<sup>4</sup>、タイジの特権維持の要求がみられる。

下級封建王侯のタイジのなかでも、第4等タイジは、19世紀後半からハムジラガと同様、清朝の国税が課されるようになり、次第にその経済力が衰退し、ボクト政府時代に入ると、ハムジラガをもたない「貧しいタイジ хохь тайж」が増加した<sup>5</sup>。

彼らもまた、封建的搾取の対象にされ衰退していくなかで、牧民運動に参加するようになる。彼らはしばしば指導的役割を果たしたが、運動の過程で、

封建王侯身分としての階級の本質が露呈し、運動の進展に障害をもたらすことが多かった。

たとえば、アヨーシらが「ツェツェク・ノーリン・ドゴイラン」という牧民権力を成立させて、ホショー庁権力と徹底して闘おうとしていたとき、盟長の特使の揺さぶりで最も動揺し、訴訟闘争に切り換えよう、と牧民に説得し始めたのはタイジだった。敗訴の判決が出るやいなや運動から離れていったのもタイジだった。

クーロンの司法省法廷で証言に立ったホルツ・ワシ・ホショー民 14 人のうち、「私は、ホショーのワン様がそのように人々を抑圧し侮辱するのを見たことはありません。それに、訴状の私の名前は私の承諾なしに書かれたものです」と偽証して、運動を裏切ったのは、タイジのレグデンダグバであった<sup>6</sup>。

## 2 全国的連帯には至らず

牧民運動の第二の歴史的限界は、有力なブレインが得られなかったために、明確な将来展望と全国的な組織的連帯をもてなかったことにある。アヨーシらの牧民権力の拠点フンディアムに、一時は他の土地からも含め 200 人近くの牧民が集まってきたといわれているが、質量ともにこれ以上の発展は見られなかった。

ボクド政権時代に頭角を現し、封建社会・政府への批判を強めていた進歩的民主主義者が、牧民運動の有力なブレインになりうるはずだった。だが、彼らの殆どは都市の知識人、中間層であり、『新しい鏡』という名の新聞『首都クーロン新聞』や下院議会を主要な舞台として活躍していて、未だ地方の牧民と合流するに至らなかったのである。

## 3 封建国家の法秩序に依拠

牧民運動の第三の歴史的限界は、既存の国家権力、国家的法秩序を相対化することなく、そういうものに依拠しながら運動を進めたことである。

国から課される税・賦役がひどく重荷になっていたにもかかわらず、また、各封建王侯の牧民搾取が元来、国家権力によって保証されていたにもかかわらず、牧民の目に映る敵は、あくまでも直接的な搾取者、目前の封建王侯だった。

ナルマンダフ・ベイス・ホショーのオンボネレンら 17 人が、第一等タイジ、プンツァグナムジルのソム内で横暴、不当な収奪を訴えたとき、比較的軽い搾取を行っていたホショー庁ザサクについてはその「正当性」を強調している。

…当地のザサク・ベイスは、ときどき出かける参拝など私的なことに税や必要物品をわがソムから出させたことはありません。ホショー庁役人の必要品目のみを供出させられてきました。また、ときどき、国家安泰やホショーの多くの聖俗民の安寧のために他所から活仏ラマ僧を招き、読経会を行う際の供物、贈物、必要物品をホショーの全寺院から徴収するときも、わがソムの寺院からはわずかばかりのものを出させてきたばかりでなく、他のホショー税を出させたことはありません。また、アイマク税を徴収する際には、われわれハムジラガやソムのみならず、ワン、公、ザサク、タイジの多数のハムジラガの経済状態が考慮されています…<sup>7</sup>。

まだ明確な封建社会批判の目を養っていなかった牧民は「より良い」「よりましな」封建王侯の統治

を待ち望むにとどまっていた。

また、遵法闘争ともいべき訴訟では、国家法秩序や国家権力に対する批判はタブーだ。むしろ、より有利な結果を期待して、国家法秩序、国家権力、国家イデオロギーの「正当性」、絶対性が強調されたのである。訴訟文作成の中心人物が進歩的民主主義者ではない下級役人であったことは、その傾向を一層強める。

1919年、サイン・ノン・ハン・ホショーの下級役人、牧民ら14人は、ザサックのバツスフが位階継承の儀式のためにハイラン寺から借りた2000銀両とその利子を肩代わりすることはできない、と以下のように訴えている。

…われらモンゴル人が清朝国の支配下にあったとき、あらゆる位階の継承の際、あの反動的な大臣、官僚たちはいつも、利益獲得に精を出し、かなりの金品を搾り取り、ひどく苦しめていました。それ故に、独立国が建設され、ボクド・ゲゲン様が皇帝の位につかれて、改革が進み、すべての問題が解決されているのに、このようなことにこれ程のお金を納める道理は全くありません。そのうえ、ザサックがラマ教の大法会を行う場合、礼品は自分の懐から出していたことも申し上げたいのです<sup>8</sup>。…

ドルジパラム・ホショーのソム役人バダムセドの筆による訴訟文の前文にも、国家権力絶対視、ボクド政府賞賛が見られる。

…昔、清国の支配者がわれわれハルハ・モンゴル人を抑圧し、搾取し、苦しめていましたが、活仏のボクド様を皇帝として玉座にお迎えし、永遠の国

を建設した大いなる幸福に喜び、お祈り申し上げ、みな忠信を基に人の道を守り、仏教を敬い、どんな恐怖・暴力・抑圧の苦しみにも遭遇せず、安寧と幸福を享受して参りました。ところが、当ホショーの協吏ラムジャブ、メイレンのナムジルドルジらがかように多くの民の心を苦しみに陥れました。当ホショーが事件での混乱時にいることもあって、実際、たくさんの人々の心が動揺し、散り散りになってしまいました。このようなときにあんな残忍で無能な役人が、その地位と特権によって横暴に振る舞うことは、ボクド皇帝の慈悲ある御心に甚だしく背き、ホショーの名を貶めるようになるばかりでなく、昔から存続してきた国家に重大な傷を負わすことでありますが、これを完全に癒すのは至難の業です。賤しき身分の者ではありますが、小生バダムセドは、かようなことを目前にして知っておきながら、命のない肖像画のように黙っていることはとてもできることではないので、人の道を望んで確かな事実を示し<sup>9</sup>…。

このバダムセドの文面より、彼自身、ソム役人として、ホショー庁と牧民との間で板ばさみの状態で苦しみぬいた末に、その良心と正義感によって牧民の立場に立ち、80人の牧民とともに訴訟に踏み切ったことが察せられる。だが、その文面には、儒教、仏教の封建的支配イデオロギーの色彩が濃い。これは、判決を少しでも有利にもっていくための手段であると同時に、訴訟文作成者が下級役人だったこととも大いに関連する。

下級役人は、牧民的立場に立つ条件を充分にもちながら、封建国家官吏として自らも封建的国家イ

デオロギーに深く捉われていると考えられる。

バダムセドは幼少のときから儒学知識人の下で学んで、ソム役人に任命された<sup>10</sup>。まだ公的な学校教育制度が確立していない時代、自分の子どもを幼少時からラマ僧や下級役人の下に弟子にやる牧民が少なくなかった。そうやってラマ僧や下級役人にならせることが、貧しい牧民の子どもの将来の最善の道だったのである。

仏教や儒教の思想を学び、しかも国家官吏という立場にある下級役人は、訴訟運動を通じて牧民の目を共同体の外に向けさせることはできても、国家の封建的・反牧民の本質を牧民に明示するところまでは到達していなかったであろう。

訴訟の判決によって初めて、牧民は、封建国家・政府への疑念を抱き、自分たちの運動の限界を思い知らされるのだった。

## 第二章 牧民運動の可能性

### 1 民主的ナショナリズムの芽

歴史的限界とは歴史的であるが故に、その内に未来への可能性を秘めている。牧民運動の歴史的限界の裏側には、歴史的社会的環境によっては、その弱点が克服され革命主体を作り出す可能性が控えているのではないだろうか。

前節で述べた牧民運動の歴史的限界は第一に、運動参加者の階層の多様性から生ずる運動の一貫性・統一性の欠如だった。これは、逆に言うと、当時の運動がさまざまな階層を巻き込んで展開していたことでもあり、反植民地主義、反封建主義の共通課題によって結ばれる統一戦線の萌芽・可能

性をそこに見ることができる。それは即ち、民主主義に基づいた新たなナショナリズムが牧民に芽える可能性でもある。

その可能性は、アヨーシらの牧民運動に顕著に表れている。彼らの運動方針は常に運動参加者の民主的な討議によって決定されており、アヨーシら指導部の反対にもかかわらず、闘争方針が訴訟に切り換えられたのも、会議での多数決の結果であった。

第二の歴史的限界は、牧民運動が有力なブレインとしての進歩的民主主義者を味方に引き入れていなかったことだ。しかし、1917年9月、61号の『首都クーロン新聞』が「…モンゴル国家に参入して以来、キャフタ近郊に帰化したベイス・ソミヤーは、配下の牧民の給料を収奪し、国家からの助成金を横領するなど様々な汚職を引き起こしたことに對して、役人メンゲットら20人以上の人々から訴えられ、法廷で争い<sup>11</sup>…」とソミヤー・ベイス・ホショーの牧民運動を報道している。

新聞記者など当時の都市知識人層は、各地で盛り上がっていた牧民運動に注目していた。ただし、彼らが牧民運動の中に入って活躍するには、彼ら自身、より一層思想的に成長し、政治的運動の構想と組織づくりの能力を養う時間を要した。

有力なブレインの進歩的民主主義者、あるいは革命的民主主義者によって、全国の牧民がその共通の敵を認識し、運動の発展構想を明確にするならば、地域内闘争の枠は破られ、組織的な全国闘争に発展する可能性が生まれてくる。

牧民の素朴な民主主義、自治、連帯が外延し発展する可能性も、指導部の観点や采配に依拠す

るところが大きい。

## 2 不当判決の衝撃と成長

国家権力を相対化できなかつたという牧民運動の第三の歴史的限界は、訴訟の判決を契機に打ち破られていく。

1913年、西国境軍法廷で言い渡されたアヨーシら165人の訴訟判決では、現地兵士らの牧民支援の反乱の影響もあって、牧民の訴え項目44のうち9項目が認められ、ザサックのマニバザル側に若干の罰家畜が科された。だが同時に、牧民側に対しても、タイジのハムジラガに2九罰家畜<sup>12</sup>、一般のソム牧民に15銀両の罰金、下級役人に若干の九罰家畜の刑が言い渡された。そのうえ、牧民にはザサック王侯を訴える権利はないと戒められた<sup>13</sup>。

この判決を不服とした牧民は、タイジの裏切りや当局側の拷問など、厳しい弾圧にも屈せず、訴訟闘争を続行した。盟政庁、ウリヤスタイ法廷、司法省は、裁判を長引かせたり弾圧を加えたりして、何とか運動を中断させようとしたが、運動を終わらせたのは、ザサック、マニバザルの病死であった。

国家法秩序に基づいて牧民から訴えられた封建王侯を、同じ封建階級の権力者が国家の法によって裁くことは、封建支配層自らの墓穴を掘ることを意味した。だが、彼らの身分、地位を保障している国家法秩序を否定することは断じてできない。そんなジレンマから、支配当局は牧民の訴訟裁判を長引かせ、うやむやの内に終わらせようとした。

1917年、ソミヤー・ベイス・ホショーの牧民が訴えたザサックの汚職事件も、ボグド政府の全5省庁が審議したにもかかわらず、何の判決も対策も出され

ずじまいであった<sup>14</sup>。

1917年に起きたドルジパラム・ホショーの訴訟裁判では、審理に2年かかって、被告のホショー庁役人ラムジャブとナムジルドルジの有罪が確認された。彼ら被告は解任を言い渡されたが、その後継者に彼らの親類のタイジが任命された。

他方、原告の牧民82人には、不敬罪によって43人に3九罰家畜、39人に50回の鞭打ち刑が科された。罰家畜を言い渡された者のうち12人が3九罰家畜を出すほどの財力を持たないので板打刑に切り換えられた。さらにその内3人は70歳以上の高齢者なので、代わりに3.78銀両を取り立てられた<sup>15</sup>。

牧民側に対する不敬罪は、アヨーシらの訴訟判決でも下されたが、ボグド・ゲゲン勅定法典第33巻の、不敬・違礼・犯禁の第12条の「官吏を侮辱する罪」、または第65巻の、雑罪の第1条の「上級者を悪口する罪」に当たる。いずれも清朝理藩院則例第55巻、雑犯の冒頭「誹謗官長」の条項を引き継いだ法律である<sup>16</sup>。

これは、島田正郎氏によると「平人が塔布囊以上の貴族もしくは官員を悪言をもって侮辱する行為に、客体となった者の身分に応じ段階的に家畜罰を科すとする内容からなり、名誉の侵害に法律の制裁をもって臨むとする身分社会的特質を明示する立法といえる<sup>17</sup>」。

1919年のホルツ・ワン・ホショー民75人の訴訟判決<sup>18</sup>は、クーロンの司法省法廷で行われた。司法省当局は、アヨーシらの訴訟のときの経験から、牧民側の証人を14人に制限してクーロンに来させた。

法廷審理では、レグデンダグバ・タイジのように偽証して運動を裏切る者もいたが、トゥデン・ザサックの暴力行為、無法ぶりが証言者の口から次々と暴露された。

他方、ザサックのトゥデンは審理に出頭せず、司法省に申立書を送っている。

「10年間、ホショーを治めてきていますが、誠実に法に従い、協吏、役人とともにあらゆる公的業務遂行に努め、何度もボクド皇帝様の荣誉あるお恵みを賜り、現在に至るまで誤りなく務めてまいりました<sup>19)</sup>とトゥデンは自己の潔白を主張し、大酒を飲んで牧民に多額の借金を肩代わりさせていることについても、自分は祝い事などで少しばかりの酒を飲むだけだと否定している。

司法省大臣ナワーンネレンは、多くの牧民の証言よりもザサックのこの1通の申立ての方を重視し、ボクド皇帝宛に、この件は単にザサックの酪酊から生じたほんの些細な事件であると報告した。そして、判決では、被告トゥデン・ワンに俸禄5年分の削減を言い渡すと同時に、原告の牧民らに対しても越訴の罪でタイジ、下級役人に3九罰家畜、一般牧民に100回の鞭打ち刑を科した。

訴訟事件取扱いの規定は、ボクド・ゲゲン法典第56巻、訴訟の第1条に定められているが、この法律は理藩院則例第42巻、首告の「越訴証告」の条項をほぼ踏襲している<sup>20)</sup>。

その第1項に、訴訟を起こす場合、まず所属のホショー庁に訴え、その判決に不服であれば所属の盟庁に上告、その判決にも不服であれば理藩院に控訴できるという三審制が定められている<sup>21)</sup>。そして、第3項には、この段階を踏まず理藩院に直

訴するようなことがあれば、タイジ、官吏には3九家畜罰、牧民らには鞭打ち100回に処す、と越訴罪の刑罰が定められている<sup>22)</sup>。

日本の幕藩制国家においても「農民たちの社会的不満や不平は、一般農民→村役人→地方支配役人→藩政担当者などと、政治的階層秩序を下から上へと順次にたどってゆく訴願によって解決すべきものとされ、徒党強訴はその要求内容の『理非』にかかわらず禁止されたものであり、死罪をふくむ処罰の対象であった<sup>23)</sup>」。

しかし、革命前夜、牧民らの最初の訴え先は殆どが司法省や内務省であり、越訴の罪に問われる。彼らがあえて越訴を断行したのはなぜなのか。ドルジパラム・ホショーの下級役人バダムセドが訴状前文にも述べている<sup>24)</sup>ように、最初に審理すべき所のホショー政庁には当の被告が司法権も含めて全権を握っていて、公正な裁判は望むべくもなかったからである。

以上のいくつかの判決例からも明らかなように、国家の法秩序に基づいて封建王侯の違法行為を追及したにもかかわらず、その被告に味方する不当な判決を受けた牧民は、ボクド政権の清朝支配時代と変わらぬ反動性、反牧民的本質を思い知らされるのだった。

牧民側の主な訴え案件であった封建王侯による過量な徴税は、ボクド勅定法典第13巻、徴税の第2条で禁止されており、それを守らない者は1ヵ月以上1年分以内の俸禄無支給に処される<sup>25)</sup>。こうして牧民は「公民」としての身分を保障されている。ところが、当局側は封建王侯の階級的同盟者、封建的支配体制の擁護者としての立場から、牧民の

不敬や越訴を迫及して、「公民」としての身分保障を放棄するような判決を下したのである。

牧民の目に映る敵は、目前の悪徳封建王侯やそれと結託する中国商人ばかりではなく、ボクト国家体制、封建支配層も加えられることとなった。牧民は、1911年の封建支配層主導の独立運動の時とは異なり、反封建的意識をより明確に持ち始め、もはや封建支配層に安易に取り込まれ利用される存在ではなくなっていたのである。さらに、共通課題で結ばれる多様な階層、都市の知識人層・中間層の台頭といった要素も、モンゴルの政治構造に進展をもたらす。

そこに、それまでの牧民運動を越えた広範な民主運動、即ち、真に人民的立場に立った民主政府を要求する運動の可能性を見ることができる。

### 第三章 牧民運動と革命

#### 1 革命との連関性

牧民運動の歴史的限界はどのように乗り越えられ、その可能性はどのように革命へと受け継がれるのだろうか。

まず、牧民運動参加者の革命運動や革命事業への関わり方を追跡してみよう。

牧民運動のすぐれた指導者、牧民の英雄アヨーンは、革命運動にも積極的に参加した。革命勝利の後、ソム長に選ばれ、人民政権下の新たな地域社会づくりに貢献したことにより、党中央委員会から数々の表彰を授与されている。晩年も、1930年に入党しており、1939年に80歳で亡くなるまで地域社会に密着した政治活動を続けた<sup>26</sup>。

1917年、牧民の訴訟運動が巻き起こったソミヤー・ベイス・ホショーからは、1920年2月、牧民50～60人がソミヤーに率いられて人民義勇軍に参加し革命戦争を戦った<sup>27</sup>。

1919年に牧民らが訴訟を起こしたホルツ・ワン・ホショーからは少なくとも60人の牧民が、人民義勇軍兵士として東国境地帯で戦った<sup>28</sup>。

そして、モンゴル人民党の創立者の一人でもあり、人民義勇軍の総指揮者でもあったスフバートルは、1914年、ホジルブラン軍隊学校の兵士の乱で先頭に立って闘った経験をもつ。

ところで、こうした具体例だけでは、牧民運動の革命への継承性を証明するには甚だ不十分である。とりわけ、牧民運動の経験と人民義勇軍参加とを直接的に結び付けるには、非常な無理がある。

人民義勇軍参加者の圧倒的多数は、北国境の重要都市、革命の本拠地であったキャフタを控えたエルデネ・ワン・ホショーを始めとする国境地域のホショー民だった。

上述のソミヤー・ベイス・ホショーもホルツ・ワン・ホショーも国境の重要地点に位置している。国境地域では、外国侵略軍の撃退という革命の最重点課題が集中的に表れており、牧民運動の経験が問われる余地はなかったといえよう。因みに、ソミヤー・ベイス・ホショーの義勇軍参加者については、牧民抑圧や横領でホショー民から訴えられた経歴をもつソミヤー・ベイスに率いられて参軍しているだけに、その動機、自発性すら疑われる。

『モンゴルにおけるナショナリズムと革命』において、オーエン・ラティモアは、大衆的な運動・反乱から人民革命へと展開していくまでの過程を明ら

かにする歴史的記録が全くないことを指摘し、大衆的な運動・反乱が突然、革命に飛躍したのはロシア革命あつてのことだ<sup>29</sup>としている。確かに、牧民運動の革命への継承性を示す資料は乏しく、先述のような具体例によってもそれを証明することはできない。また、牧民運動自体の歴史的限界から鑑みて、その積み重ねが直接的に革命につながるとは考えられない。

しかし、牧民運動で獲得した牧民の主体的成長は、目に見えて現れないにしても、革命を準備する内的要因として重視されるべきものだ。問題は、そうした牧民の主体性が何によって引き出され伸ばされるかである。

そこで、革命の外的要因、ロシアの十月革命に注目しよう。

## 2 十月革命と東アジアの歴史構造

モンゴルにおける十月革命の衝撃はどうだったのか。

ボグド政府が最初から一貫して反ボリシェビキ、反ソ連の政策をとっていたことは明らかである。ボグド政府は1917年8月、イルクーツクで学んでいた本国の留学生を呼び戻した。さらに、帝政ロシア時代の在モンゴル大使オルロフに協力して反革命白軍を支援し、ソ連との国境地帯に軍を増強して、ソ連政府からの平等な国交樹立の呼びかけも受け入れなかった<sup>30</sup>。

他方、民間レベルでは、国境を接し、古くからロシアとの交易が盛んに行われていたうえ、たくさんのロシア人がモンゴルに在住していたため、さまざまな経路を通じて十月革命はモンゴル人の話題に

のぼり、彼らに大きな衝撃を与えていた<sup>31</sup>。

その衝撃の大きさを最も端的に物語るのが、1919年、2つの革命グループの誕生、続いて1920年6月25日、両グループの合併によるモンゴル人民党の結成であった。

モンゴル人民党がソ連共産主義者を同盟者、支援者に選択したのは、1919年のモンゴル自治取り消しに続く中国軍とロシア反革命白軍による破壊的混乱を解決するためだった。そのような選択を後押ししたものの一つが、19世紀末以来の土着の進歩的民主主義の思想的発展であった。

ボグド政府時代の進歩的民主主義者は、ロシアのブルジョア民主主義思想、孫文の三民主義思想の影響を受けて、封建社会の矛盾に目を向け、ボグド政府批判を強めると同時に、共和制の実現を要求していた。

モンゴル人民党はコミンテルンの指導を「暗い闇夜の荒野に迷い込んだ旅人が、明るい太陽に照らし出された大道を得た如く<sup>32</sup>」受けた。それでも未だブルジョア民主主義の段階にとどまっていたうえ、宗教意識、信仰心を捨て去ってはいなかった。

モンゴル人民党結成時の「党員の行うべき誓約書」は、人民的立場に立ち、民族的・社会的抑圧からの解放をめざすことを明記したものだが、その第1条に宗教護持を唱えている<sup>33</sup>。また、ソ連の援助を要請するにあたり、ボグド皇帝の印をもらうか否かが党内で議論になった<sup>34</sup>。党員のなかにも、宗教的・伝統的意識が相当根強かったのである。

しかし、「宗教」と「独立」は、「党員たちの一部の意識を反映するとともに、当時としては最大の幅を持つアピールでもあった<sup>35</sup>」。革命後に成立した人

民政府が、ボグド活仏8世が死去する1924年までボグドを制限君主としていたのも、一般モンゴル人のラマ教信仰の根強さに起因している。

13世紀、モンゴルに流入して以来、モンゴルの土壌深く根を張ったラマ教は、封建的支配イデオロギーであると同時に、牧民の心の支えにもなっていた。だから、「宗教の清浄なる復興」というスローガンは、革命の推進と団結の力になったのである。

宗教に深く捉われながらも、モンゴルの革命家たちは十月革命を認め、ロシアの共産主義者を助言者、支援者として自ら選択した。モンゴルの民衆が、そんな革命家たちを受け入れたからこそ、革命が起こった。十月革命の思想的影響やソ連の後ろ盾のみによって、モンゴルの革命を説明するのでは一面的である。

野沢豊が、東アジアの民衆運動における十月革命の問題について、その思想的影響のみからではなく、「当時の東アジアの民衆が現実直面した課題が何であり、その課題解決のうえで十月革命の影響はどのような効果を発揮したか」といった形で捉えられるべきだとし、「その意味においては、十月革命の一環としてのシベリア革命と、それに対する干渉戦争を包括したシベリア戦争の展開に対して、これまでも大きな関心がよせられて然るべきであった」と主張している<sup>36</sup>。

笠原十九司が、こうした視点から、十月革命がもたらした中国社会運動の実証的解明をめざして、北京政府の外モンゴル政策の変遷過程を分析している<sup>37</sup>。それは、広義の五四運動期の中国の政治的構造を明らかにするものだが、モンゴルの民衆が東アジア歴史構造のなかで、「現実直面し

ている課題が何であり、その課題解決のうえで十月革命の影響はどのような効果を発揮したか」という問題を考えるにも有益な論文である。

氏は、十月革命後の中国および東アジア社会を検討するにあたってまず、日中軍事共同防敵秘密協定に注目する。この軍事協定は、日本がシベリア干渉政策の一環に中国をくみ入れるために、親日派の安徽派を抱きこんで1918年に締結されたものである。これによって、ひとまず、シベリア地域を日本に、外モンゴルを中国にと「縄張り」が定められ、「これ以後、北京政府は『同盟関係』を結んだ日本軍との『共同作戦』の名目で外蒙における軍事行動の自由が保証されたのである」。こうして、中国は、十月革命後、ロシアの支配力が弱まった外モンゴルに利権回復の絶交の機会を得たのだった。

当時、中国国内では、五四運動を始めとする排日・反安徽派の民族運動が、民衆から軍閥に至るまで諸階層、諸階級が連合する形にまで発展していた。政治的に追い詰められた安徽派の徐樹錚は、国内の民族運動の高まりへの屈折した対応として、1919年11月、外モンゴルの「自治取消」を強行した。だが、徐の専横的な外モンゴル支配は、その後まもなく、五四運動の結果を反映した安直戦争での安徽派の敗退によって終わりを告げる。それは同時に、モンゴル人民革命の発端を作り出したのであった。

徐樹錚の失脚後、1920年10月からロシア白軍のウンゲルンの部隊がモンゴルに侵入し始め、1921年2月4日、中国軍を敗走させクーロンを占領した。北京政府は、財政破たん国内の奉直両

派の対立に力を割かれて、モンゴルに援軍を派遣するなど何ら手だてをとることができなかった。本国から孤立無援なうえに軍内部の対立が激化していた中国軍は、モンゴルの民衆に略奪や暴行を加えるようになっていた。一方のウングレン軍の兵士らもまた、野蛮な犯罪集団と変わりがなかった。

モンゴルの民衆は、これら外国侵略軍から生命、財産、暮らしを奪われ、壊滅的状况に窮していた。民族解放が彼らの切実な要求、緊急課題になっていたのである。その課題の解決に即座に取り組むべく誕生したのがモンゴル人民党だった。

1921年2月、人民党による人民義勇軍組織、3月13日、臨時人民政府成立、3月18日、人民義勇軍が中国軍をキャフタから撃退。その後もさらに、中国軍、ウングレン軍との激しい戦闘は続く。1921年7月6日、人民義勇軍は、ソ連赤軍とともにクーロンに進撃してウングレン軍を撃退し、7月11日、人民政府樹立が宣言され、民族解放が実現した。

以上、モンゴルが革命へ突入していく過程を東アジア歴史構造の中で見ると、十月革命の歴史的意義をより深く理解できるばかりでなく、東アジア歴史構造の重層性を明確に捉えることができる。

十月革命後の日本のシベリア干渉政策が、中国や朝鮮の民族解放運動の発展、モンゴル人民革命などの促進要因になり、こうした東アジアの一連の民族解放運動が逆に、日本のシベリア干渉政策を挫いたのであった。ただし、モンゴルにとっての直接的な主な外敵は、日本ではなく、長い間モンゴルを支配していた中国だった。帝国主義列強による植民地化の進行、民族解放運動の高揚という国内危機の打開策を、中国の支配層は、唯一進

出が可能な外モンゴルに求めた。

中国の対外政策では、伝統的な大漢主義が最大限に強められ、それが結果的には、中国国内の民族運動と連動して、モンゴルに革命をもたらしたのである。清朝中国政府は元来、本国の民衆運動との分断を目的に、モンゴル兵をその弾圧に使っていた。だが、そんな意図とは裏腹に、1900年のウリヤスタイ兵士の乱のように、義和団事件では、モンゴル兵はその役割を拒んで中国民衆運動と連帯した。

また、孫文の三民主義思想は、モンゴルの進歩的民主主義者に大きな影響を与えた。孫文が1905年に結成した中国革命同盟会は、モンゴルでは「王朝を倒す党 бошгыг халах нам」という名で評判になっていた<sup>38</sup>。1911年には辛亥革命と連動して、モンゴルが中国から独立し、次いで五四運動発展の延長線上における親日派・安徽派の敗退と連動して1921年、モンゴル人民革命が勝利したのである。

### 3 遅れた国の飛躍的な発展

モンゴルは、19世紀末20世紀初頭の東アジア世界の中で最も遅れた国の一つでありながら、最も特殊な位置にあつて、最も先進的・飛躍的な発展を遂げた。この特殊な発展は、中国やロシアの強い影響力という外的条件の他に、モンゴル封建経済の脆弱性という内的条件をも背景にしている。

19世紀から20世紀にかけてモンゴルでは、貨幣商品関係の浸透など若干の経済的発展が見られたとはいえ、民族ブルジョアジーの芽は殆ど伸びることができなかった。

その原因として、Ⅲ・ナツァグドルジは、第一に、主要産業が生産力の低い遊牧業であったこと、第二に、モンゴル経済が中国の商業・高利貸資本の支配下にあったこと<sup>39</sup>、第三に、国家の保護下で最強の経済力を蓄積していた寺院勢力に圧されて、俗界封建階層の経済力は弱められ、その大経営化、ブルジョア化が阻まれていたことを挙げている<sup>40</sup>。さらに、勃興していた富裕層・中間層牧民の小経営の自由な発展が激しい封建的搾取に妨げられていたことも、付け加えるべきであろう。

宗教権威・身分秩序と外国従属によって牧民搾取を強めるばかりの封建支配階級には、もはや、1911年時のように民族独立運動を勝利に導くだけの経済的基盤も政治的力量も持ち合わせていなかった。民衆の方も、ボグド政権時代の牧民への経済的・政治的抑圧の激化、とりわけ牧民の訴訟に対する不当判決といった苦い経験から、封建支配階級を信用することも支持することもできなくなっていた。

モンゴルの民衆は、十月革命後にもたらされた緊急課題の解決、真の民族解放を得るために、多様な階層を包括した新たな民主的ナショナリズム・民族解放運動を早急に追求せざるをえなくなった。資本家階級も労働者階級も誕生していなかったが、進歩的民主主義的中间層が強力な社会的新勢力として台頭し、革命的に成長して牧民大衆の要求に応える。こうして起こった人民革命は、長年の民族解放運動の帰結であると同時に、とくに革命前夜の牧民運動で獲得した人民の主体的成長の結晶でもあったのである。

- 1 Б. Ширэндыв (1963) "Монголия на рубеже XIX—XX веков" Улаанбаатар, стр 138
- 2 Там же, стр 137
- 3 Ш.Нацагдорж, Ц.Насанбалжир эмхтгэн боловсруулсан (1968) "Ардын заргын бичиг (XVIII-XX зуун эхэн) " УБ, 151-156-р тал
- 4 Мөн тэнд, 197-р тал
- 5 Ш.Нацагдорж (1978) "Монголын феодализмын үндсэн замнал" УБ, 311-р тал
- 6 Ц.Пүнцагноров (1955) "Монголын Автономтын үеийн түүх 1911-1919" УБ, 181-р тал
- 7 "Ардын заргын бичиг" УБ, 148-р тал
- 8 Мөн тэнд, 193-р тал
- 9 Мөн тэнд, 131-р тал
- 10 Мөн тэнд
- 11 (1968)"Бүгд Найрамдах Монгол Ард улсын Түүх II " УБ, 587-р тал [" Нийслэл Хүрээний сонин бичиг"(1917 №61) 重引]
- 12 家畜罰や家畜賠償が「九」即ち9頭の家畜の組み合わせを基本単位として構成されていたのは、モンゴルの法律の特色の一つである[島田正郎(1982)『清朝蒙古例の研究』創文社、844頁]
- 13 Цэрэндорж (1959) "Засагт хан аймгийн дархан гүний хошуунд гарсан ардын хөдөлгөөний толгойлогч ард Аюуш " УБ,7-р тал
- 14 Б. Ширэндыв "Монголия на рубеже XIX—XX веков" УБ, стр 136
- 15 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 176-177-р тал
- 16 島田正郎(1980)『清末における近代的法典の編纂』創文社、389、391頁
- 17 島田正郎(1982)『清朝蒙古例の研究』創文社、653頁
- 18 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 179-183-р тал
- 19 Мөн тэнд, 180-р тал [Улсын архив 1-1-10 重引]
- 20 島田正郎『清朝蒙古例の研究』758頁
- 21 同上、748頁
- 22 同上、752頁
- 23 安丸良夫(1977)『日本ナショナリズムの前夜』朝日選書、187-188頁
- 24 "Ардын заргын бичиг" 132-р тал
- 25 「ボグド勅定法典の13巻第1条には王侯隷属民からの徴税基準が定められている。同巻の第1条、第2条は理藩院則例・第12巻・徴賦の「徴取属下賦役」条に略々従っている。因に、第2条には、過量徴税禁止の一方で、納税を怠った領民に対して王侯が任意に懲罰することが認められている。同条項は、私的封建関係を維持しながら、国家による「公民」搾取も存続させようという封建国家に内在する矛盾を端的に示しているといえよう。(島田正郎『清朝蒙古例の研究』241-242頁)
- 26 Цэрэндорж, дурдсан зохиол, 8-9-р тал, (1959)"Феодалтай тэмцэж явсан Аюушийн түүх " УБ, 9-р тал

- 27 (1982) "Монгол ардын журамт цэргийн дуртгалууд, тэргүүн дэвтэр" УБ,63,196,211,261-р тал
- 28 (1981) "МАХН-ын ахмад ажилтан гишүүдийн дуртгал II"УБ, 9-10-р тал
- 29 Owen Lattimore (1955) "Nationalism and revolution in Mongolia" Leiden, E.J.Brill, 36-37
- 30 Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 150,154-161-р тал
- 31 Д.Даш (1983) "Ардын хувьсгалын цуурай" УБ, 4-13-р тал
- 32 С.Дамдинсүрэн (1977) 'Монголын хувьсгалчид октябрийн үзэл санаатай танилцсан нь' " Монголын ард түмэн октябрийн замаар" УБ, 76-р тал [(1928) "МАХН-ын түүхэнд холбогдох зүйл" УБ,75-р тал 重引]
- 33 (1969) "БНМАУ-ын түүх III" УБ, 75-р тал
- 34 Мөн тэнд, 78-80-р тал
- 35 磯野富士子(1974)『モンゴル革命』中公新書、113 頁
- 36 野沢豊(1979)「シベリア戦争と五四運動」『歴史学研究』別冊特集『世界史における地域と民衆』青木書店、13-14 頁
- 37 笠原十九司(1983)「日中軍事協定と北京政府の『外蒙古自治取消』」『歴史学研究』515 号
- 38 Д.Дашжамц (1970)"Монгол дахь дэвшилт ардчилсан үзлийн хөгжлийн асуудалд(ХIХ-ХХ зууны зааг)" УБ, 22-23-р тал [(1910) "Монголын сонин бичиг" №30 重引]
- 39 1911 年の独立後も、ボクト政府は、中国の商業・高利貸資本の負債を解消するどころか、ますます負債額を増やした。そのうえ、中国人債権者からの要請で、しばしば各ホショーに負債返済の命令通達を出していた(Ц.Пүнцагноров, дурдсан зохиол, 115-122-р тал)。また、独立当初、モンゴルから引き払っていた中国商人は、第一次世界大戦によりモンゴルにおけるロシアの経済的影響力が弱まったのに乗じて、再びモンゴル市場を独占するようになった(Мөн тэнд, 144-р тал)
- 40 Ш.Нацагдорж , дурдсан зохиол, 291-296-р тал